

新たな過疎対策法の制定に関する要望

過疎地域の振興対策については、4次におたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど従前にもまして厳しい状況にある。

特に、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による生活交通問題、情報通信格差の拡大、維持が困難な集落の増加など新たな問題が顕在化している。

こうした厳しい状況に直面しつつも、過疎地域は、食料供給、環境保全、水源かん養など国民の生存を支える重要な役割を果たすとともに、豊かな自然、貴重な文化・伝統を受け継いでいる。

このような公益的・多面的機能は、地域に人が住み、過疎地域が持続的に発展することにより発揮されるものであることから、国全体で維持していくとともに未来の世代に引き継ぐ必要がある。

よって政府・国会は、過疎地域の維持・発展が都市部を含む国家的な課題であるとの認識のもとに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年4月以降においても、過疎地域の特性に応じた総合的な施策を積極的に展開するため、新たな過疎対策法を制定すること。

平成21年6月19日

全 国 町 村 会